



2025年度（令和7年度）入学者向け 大仙市奨学生（給付型）募集要項

大 仙 市

目 次

1	申込みの前に..... P.1 はじめにお読みください
2	申込要件..... P.2 対象となる進学先、申込みできる方について
3	支援内容..... P.4 給付金額と募集人数
4	申込期間..... P.4 期間内に書類一式を提出してください
5	申込方法と提出書類..... P.5 書類の説明や併願について
6	申込みから支援終了までのながれ..... P.8 奨学生の決定を受けた後のおおまかなスケジュール
7	問い合わせ、申込み先..... P.9 ご不明な点はお問合せ先まで

1 申込みの前に

大仙市給付型奨学金制度の主旨

大仙市出身の方から、経済的理由により進学を断念せざるを得ない子どもたちを支援したいと、寄附をいただきました。この想いを汲み、新たに、将来償還する必要がない給付型の奨学金制度を制定しました。

申込みの対象

国では、令和2年度から「高等教育の修学支援新制度」を実施し、一定の要件を満たす方を対象に、大学等進学後の給付型奨学金と授業料等の一部免除をおこなっています。

市の給付型奨学金制度は、新たに大学等へ進学（予定含）する高校3年生等（1浪生含）のうち、国の制度の支援を受けない以下の方を対象に、申込みを受付します。

申込みについては、保護者（生計維持者）の方と一緒にご検討ください。

- ・申込みしたが、採用候補者決定を受けられなかった（不採用だった）方
- ・申込みし、採用候補者決定を受けたが、制度の支援を受けない（辞退する）方
- ・該当しないと判断し、申込みしていない方

【注意】国制度の採用候補者決定を受けている方が、市制度に申込みをした場合、市制度の結果がでるまで（5月中旬～下旬）、国制度への手続き（日本学生支援機構・大学等への手続き）を待っていただきます。市制度の結果通知後、

- ・大仙市奨学生の認定を受けた場合 → 国制度を辞退していただきます。
- ・大仙市奨学生の認定を受けられなかった場合 → 忘れずに国制度への手続きをおこなってください。

国の制度「高等教育の修学支援新制度」（高等教育無償化）

市の制度に申込みを検討する際は、事前に国の制度「高等教育の修学支援新制度」についてよくご確認ください。国の制度については、在学している高校にお問合せいただくほか、以下のホームページでも確認することができます。

「高等教育の修学支援新制度」及び進学資金シミュレーター等（文部科学省特設HP）

▶ <https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



「高等教育の修学支援新制度（授業料等免除と給付奨学金）」（日本学生支援機構HP）

▶ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>



申請者

申請者はあなた（高校等3年生または大学等1年生）です。給付型奨学生の決定を受けた場合、入金先の口座は申請者本人のものとなります。

他の奨学金制度との併用

この制度は、日本学生支援機構を含む、他団体が実施する貸与型奨学金との併用を制限しますが、給付型奨学金との併用はできません。

大仙市の貸与型奨学金に併願できますが、同時に受け取ることはできません。いずれか一方の奨学金を奨学生として受け取ることになります。また、定員があるため、全ての申請者が奨学生として選ばれるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

なお、貸与型奨学金にのみ申込みする場合は、市ホームページ（本要項P.7）および「大仙市奨学生（貸与型）募集要項」をご確認ください。

2 申込要件

1 対象となる進学先

国の制度「高等教育の修学支援新制度」の対象機関（確認大学等）であること。

進学先の学校が対象になるか、文部科学省のホームページからご確認ください。

▶ <https://www.mext.go.jp/kyufu/support tg.htm>



2 申込みできる方

次の要件（１）から（５）まで全てを満たしている方が申込みできます。

（１）申請者本人が、国の制度「高等教育の修学支援新制度」に該当しないこと。

「該当しない」とは…

- ・申込みしたが、採用候補者決定を受けられなかった（不採用だった）方
- ・申込みし、採用候補者決定を受けたが、制度の支援を受けない（辞退する）方
- ・該当しないと判断し、申込みしていない方

（２）令和７年１月１日時点で、保護者が大仙市に１年以上住民登録しており、かつ、申込時も居住していること（学生の実家と認められること）。

（３）申請者本人が、次の①または②のいずれかであること。

① 令和７年３月に初めて高等学校等を卒業または卒業予定であり、かつ、同年４月に進学または進学予定であること。

② 初めて高等学校等を卒業した年度の末日から１３ヵ月以内であり、かつ、確認大学等に在学している場合は、在学期間が１ヵ月を超えないこと。

- ①は…
- ・新卒進学者が対象となります。
 - ・高等専門学校に在学している場合は、４年次に編入する場合のみ対象となります。

②は…

- ・既卒進学者（１浪生）が対象となります。

（注１） 高卒認定試験合格者も対象になりますが、令和７年４月に進学または進学予定の方、もしくは、合格してから１３ヵ月以内で、確認大学等に在学している場合は在学期間が１ヵ月を超えない方に限ります。

次のページにつづきます。

2 申込要件（つづき）

（４）申請者本人と生計維持者の、令和６年度課税証明書に記載された市民税所得割額の計が９７，０００円未満であること。

「生計維持者」とは、原則、申請者の父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。申込要件の（４）は、申請者と生計維持者の課税証明書に記載された市民税所得割額をもとに審査、順位付けをおこないます。

No	世帯状況	生計維持者
I	父母が婚姻中である場合（事実婚含む）	父母（２名）
II	父母が離婚調停中である場合	申請者の生活を支援する父または母（１名）
III	父母が離婚している場合	申請者の生活を支援する父または母（１名） ※ 生計維持者にあたる父または母が再婚しており、再婚相手が生計維持者や申請者と同居しているときは、再婚相手も生計維持者とみなします（事実婚含む）。
IV	父母の一方または両方と死別、もしくは意識不明である場合	
	・ 父または母と死別（再婚していない）	存命の父または母（１名）
	・ 父母と死別	申請者の生活を支援する親族等（主たる者１名）
	・ 父または母が意識不明（精神疾患等含む）	意思疎通ができる父または母（１名）
V	申請者が満１８歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた場合（里親による養育含む）	申請者（１名）

（注２） 父や母が無収入であっても生計維持者として書類の提出が必要です。

（注３） 生計維持者が１名または父母以外である場合、その事実が確認できる書類の提出をお願いすることがあります。

（注４） 課税証明書が取得できない場合は、非課税証明書を提出してください。

（注５） 審査は、定額減税および寄附金税額控除額適用前の金額でおこないます。

（５）高い修学意欲を持ち、成績の平均値が３．０以上であること。

「成績の平均値が３．０以上」とは…

高校等在学期間中（高等専門学校の場合は３年生までの３年間）の全履修科目の評定平均値が５段階評価で３．０以上であることをいいます。また、高卒認定試験合格者においては、評定平均値を３．０とみなします。

3 支援内容

1 給付金額

最短修学年限まで、年間480,000円

- ・前期（6月下旬）と後期（10月下旬）の2回にわけて給付します。2年目以降は、前期分を4月下旬に給付します。
- ・休学期間がある場合は、その期間の給付を停止します。すでに給付されている場合、休学期間分を月割計算し、その金額を返還していただきます。

（注6）海外留学等のために休学し、最短修学年限を超えて確認大学等に在学する場合、受給期間を最長1年間延長できます。ただし、延長期間に給付される金額は、休学期間に停止された金額を超えることはありません。

2 募集人数

年間5名程度

4 申込期間

令和7年2月3日（月） から 4月30日（水） まで

- ・郵送の場合は必着です。
- ・期間前の申込みはできません。
- ・奨学生の決定は、先着順ではありません。書類に不備のないようご準備のうえ、期間内にお申込みください。



5 申込方法と提出書類

1 給付型奨学金への申込み

次の書類（１）から（８）を提出してください。

様式（１）・（２）・（４）・（７）・（８）については、市のホームページでダウンロードすることができます
下記のURLまたは二次元コードからアクセスが可能です。

▶ <https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2024070800023/>



（１） 給付型奨学金奨学生願書

- ・裏表があります。内容を確認のうえ、必要事項を記載してください。
- ・国の制度「高等教育の修学支援新制度」に申込みした方は、予約採用・不採用がわかる通知書の写しを添付してください。
- ・市給付型奨学金と市貸与型奨学金を併願する場合は、本様式以外に貸与型奨学金用の願書を提出する必要があります。詳しくは、本要項P.7の「2 貸与型奨学金への申込み、併願」をご参考ください。

（２） 履歴書

- ・「学歴・職歴」欄は卒業した中学校から記載してください。
- ・申請者の写真を貼り付けてください。

（３） 在学証明書

- ・進学先の大学等から取得してください。
- ・進学後（４月以降）でなければ取得できません。３月までに本制度の申込みをする方は、取得後、追加で提出していただきます。

（４） 確認事項証明書

- ・卒業した学校（高校等）に様式を提出し、作成を依頼してください。
- ・作成された証明書は、封筒のまま提出してください。（開封無効）

（５） 世帯全員の住民票の写し

- ・市役所市民課窓口、または各支所市民サービス課窓口で取得してください。
- ・本籍、世帯主表示があり、マイナンバー表示のないものを提出してください。

次のページにつづきます。

5 申込方法と提出書類（つづき）

（６） 申請者と生計維持者の令和６年度課税証明書

- ・ 市役所税務課窓口、または各支所市民サービス課窓口で取得してください。コンビニエンスストアで発行した証明書は、本制度の申込みには使用できませんので、発行の際はご注意ください。
- ・ 課税証明書が取得できない場合は、非課税証明書を提出してください。
- ・ その他、詳細については、本要項P.3の（４）をご参考ください。

（例）父母が婚姻中である場合→申請者・父・母の証明書、計３枚が必要
父母が離婚している場合→申請者・申請者の生活を支援する父または母の証明書、計２枚が必要

（７） 修学計画書

（８） 併願確認書兼添付書類確認書

- ・ 併願の有無、添付書類を確認します。書類の準備等にお役立てください。
- ・ 貸与型奨学金にのみ申込みする場合は、市ホームページ（本要項P.7）および「大仙市奨学生（貸与型）募集要項」をご確認のうえ、必要な書類を添えて申込みしてください。

※ 世帯状況や成績等の確認のため、その他追加の書類を求めることがあります。



5 申込方法と提出書類（つづき）

2 貸与型奨学金への申込み、併願

貸与型奨学金への併願を希望する場合は、給付型奨学金への申込書類のほか、追加で提出していただく書類があります。

「提出様式（8）併願確認書兼添付書類確認書」と一緒に、以下をご確認ください。

貸与型奨学金については、市ホームページおよび「大仙市奨学生（貸与型）募集要項」でお知らせしています。制度の詳細、様式のダウンロード等は、下記のURLまたは二次元コードからアクセスできます。

※ 給付型奨学金のページとは異なりますのでご注意ください。

▶ <https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2021040200012/>



併願する場合の追加書類は・・・

（追加1） 貸与型奨学資金奨学生願書

- ・ 給付型の願書とは別の様式です。表裏があります。
- ・ 保護者等以外の連帯保証人（秋田県内に在住し、申請者と生計を別にする満20歳以上の方）を立てていただく必要があります。
- ・ 裏面に押印箇所があります。添付する印鑑証明書にある印影と同じ印鑑で押印してください（申請者印は印鑑証明書不要です）。

（追加2） 世帯構成員全員の前年の収入が確認できる書類

- ・ 源泉徴収票の写しや、確定申告書の写しなどを提出してください。
- ・ 年金収入がある場合は、日本年金機構から発送されている、公的年金等の源泉徴収票（はがき）の写しを提出してください。
- ・ 世帯全員の住民票の写しに記載された世帯員のうち、収入のある方全員分が必要です。

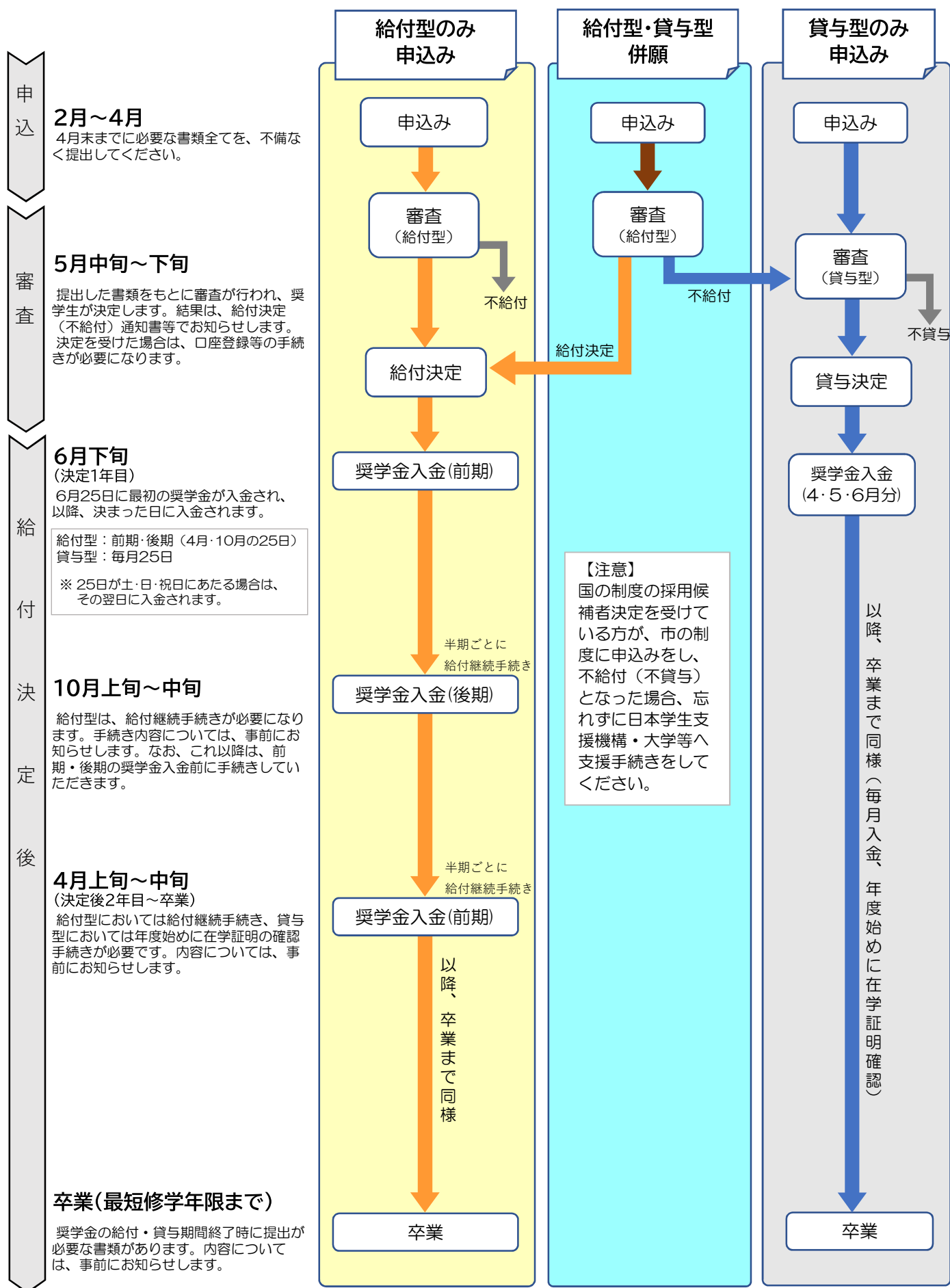
（追加3） 連帯保証人2人の印鑑証明書

- ・ 生計維持者と生計維持者以外の連帯保証人（秋田県内に在住し、申請者と生計を別にする満20歳以上の方）の印鑑証明書を提出してください。
- ・ 「（追加1）貸与型奨学資金奨学生願書」の裏面に押印した印鑑の証明書が必要です。

注意事項

給付型奨学金と貸与型奨学金は、併願が可能ですが、同時に受け取ることはできません。いずれか一方の奨学金を奨学生として受け取ることになります。また、定員があるため、全ての申請者が奨学生として選ばれるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

6 申込みから支援終了までの流れ



7 問い合わせ、申込み先

問い合わせ、申込みは、大曲図書館3階の教育総務課まで

〒014-8601

秋田県大仙市大曲上栄町2-16

大仙市教育委員会事務局 教育総務課 奨学金担当

電話 0187-63-1111 (内線334)

各地域公民館等にも募集要項を設置しております。

《 教育委員会各公民館等 》

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ・神岡中央公民館（かみおか嶽雄館） | 電話 0187-72-2501 |
| ・大綱交流館 | 電話 0187-75-1115 |
| ・中仙公民館（中仙市民会館） | 電話 0187-56-7200 |
| ・協和公民館（協和市民センター） | 電話 018-892-3820 |
| ・南外公民館 | 電話 0187-74-2130 |
| ・仙北公民館（仙北ふれあい文化センター） | 電話 0187-69-3333 |
| ・太田公民館 | 電話 0187-88-1119 |